

介護保険制度の見直し撤回を！



荒木千恵子 議員

問 南相馬市の高齢者も要介護者も共に増加している中で、国は要支援者の介護サービス利用制限と要介護1、2の特養ホーム入所制限を検討している。

発達障がいのある早期発見のために

答 サービスの水準を下げないよう、問題点を整理し対応したい。

問 早期発見・支援には、5歳児健診が重要と専門家が提唱している。実施する考えは。

答 保育園等の巡回相談や家庭訪問で、早期発見・支援に取り組んでおり、5才児健診の計画は考えていない。

質問を終えて
保険料をおさめているのに、いざ介護必要になったら受けられず。介護保険と言えるのか

その他の質問

- 1 仮設住宅入居者等への買物支援は
- 2 「一部損壊」住宅の補修費助成は
- 3 除染作業業務の把握状況は



一才半乳児健診のようす（保健センター）

旧警戒区域内の建物解体は



竹野光雄 議員

しても、基準以下で取り残されるもの等が出てくると想定されまので、防犯や安全面を考慮し、住民側にとって、今後国と協議して進めていく。

若者が帰還できる企業誘致を

答 メガソーラー・風力発電等、再生可能エネルギー分野もふくめて、市では震災以降、ロボット工学・ロボット産業に力を入れており、若者の帰還につなげるような企業誘致に努めていきます。

問 震災後、やむを得ず家族や親元を離れて他の地域で、仕事に就いている方がおります。若者が帰還できる

質問を終えて
入居が待たれる災害公営住宅。集団移転者には、少しでも早く宅地造成を急ぐべきである。

その他の質問

- 1 浪江・小高原発用地の跡地利用は
- 2 建物解体時期と順番の考え方は
- 3 残った松の防潮林維持対策は



解体が進む罹災住宅（小高区）

問 国では半壊以上でなければ解体はしないとあります。受付申し込みが、1千283軒であり、解体完了が25%の進捗率だが、今後の解体について、半壊以上でなくても対応が必要と考えるが見解を伺う。

答 罹災証明が半壊以下の家屋であつても、雨漏りや動物の侵入等、被害が生じている家屋については、市としては解体支援の対象とすべきと考えており、環境省に申し入れを行っているところでありあります。

問 20 km圏内については避難から3年が経過し、帰還まで今後2年程空屋が続きます。戻って住む事を断念した方々の家屋について、今後の空屋対策の取組みについて伺う。

答 解体の申し込みは



完全な原子力損害 賠償を求める

水井 清光 議員

問 市長の公約は、市民の完全な原子力損害賠償を求めるとしているが、このことは、国の指針や東電による基準なのか、また、それも含め、それ以外の市民の損害賠償を求めて行くのか伺う。

答 原発事故による市民の精神的につらい思い、また、生活再建できるとともに、東京電力と国に対しても基準見直しを求めて来ましたが、原発事故による損害賠償の対象にすべきものについては賠償を求めて行きます。

問 損害賠償担当部署を、3区に設置するが役割を伺う。

答 市民の完全な原子力災害賠償に向け、市民が相談しやすい体制を強化するためである。適切な情報の提供、個別相談、実態に応じ



水田実証試験田 (原町区)

問 農業再生と振興について、作付を自粛した水田が東電の損害賠償の対象となる。言わば「人口補償」となっている現行制度から、国による全量買取への転換が必要ではないか。

答 賠償基準への見直しに向け、積極的に関係機関への要望、協議などを通し、市民の個別事項に応じた損害賠償の実現を目指してまいります。

問 国による米の買取については、政府備蓄米制度があり、風評の心配のない確実な販路として、市も備蓄米への参加を奨励している。今年度は多くの農家の参加を見込んでいます。

質問を終えて

農業の再生復興は農地除染の完了で、働く事の出来る環境整備が急務である。

その他の質問

- ① 市長の公約実現の日程は
- ② 特定避難勧奨地点と無指定の賠償格差は
- ③ 農地活用なくして地域の再生なし



契約保証金免除 措置の不可解

鈴木昌一 議員

問 ジー・エム・ジー社(以下G M G社)が本市への立地を表明して以来、本市との交渉にあたっていた人物は市長の従兄弟とのことだが、身内との折衝に情実や便宜供与があったのではないか。

答 企業誘致担当理事や商工労政課による通常の対応であり、それ以上の対応はなかった。

問 3億円超の大型の土地売買契約で、契約上の義務の履行を確保する契約保証金を免除した根拠はなにか。

答 土地代金の即納を前提とした措置だが、相手企業の信用力、資金力の調査確認が欠けていた。今後改善する。

問 G M G社はブリヂストン社との損害賠償請求訴訟で、昨年10月東京地裁で敗訴。しかも仮執行宣言付きで資金調達はますます困難になったといわざるをえないが、何故その後も債務不履行状態を放置したのか。

答 3月5日に行った先方企業との最終面談で、3月17日までの期限を定め、融資が実現できない場合は、自主的に土地を断念するよう同意を求めているが、現段階で具体的な結論には至っていない。

問 本市が示した最終方針に、合意も履行もされない場合、法的手続きに移行することになる

質問を終えて

本市は3月27日土地売買契約と立地協定を解除。被った損失は大きく、謎の解明待たれる。



斜線部分が一年以上「塩漬け」状態 (下太田工業団地)